

広島市告示(東区)第 13 号

令和 8 年 2 月 25 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号)第 1 0 条第 2 項の規定により自転車を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松 井 一 實